

第5次寝屋川市地域福祉計画(素案)【概要】

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ・期間

【計画策定の背景と趣旨】

近年、少子高齢化の急速な進行や社会状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加するなど、福祉分野における課題は、一層、複雑化・多様化・深刻化しています。

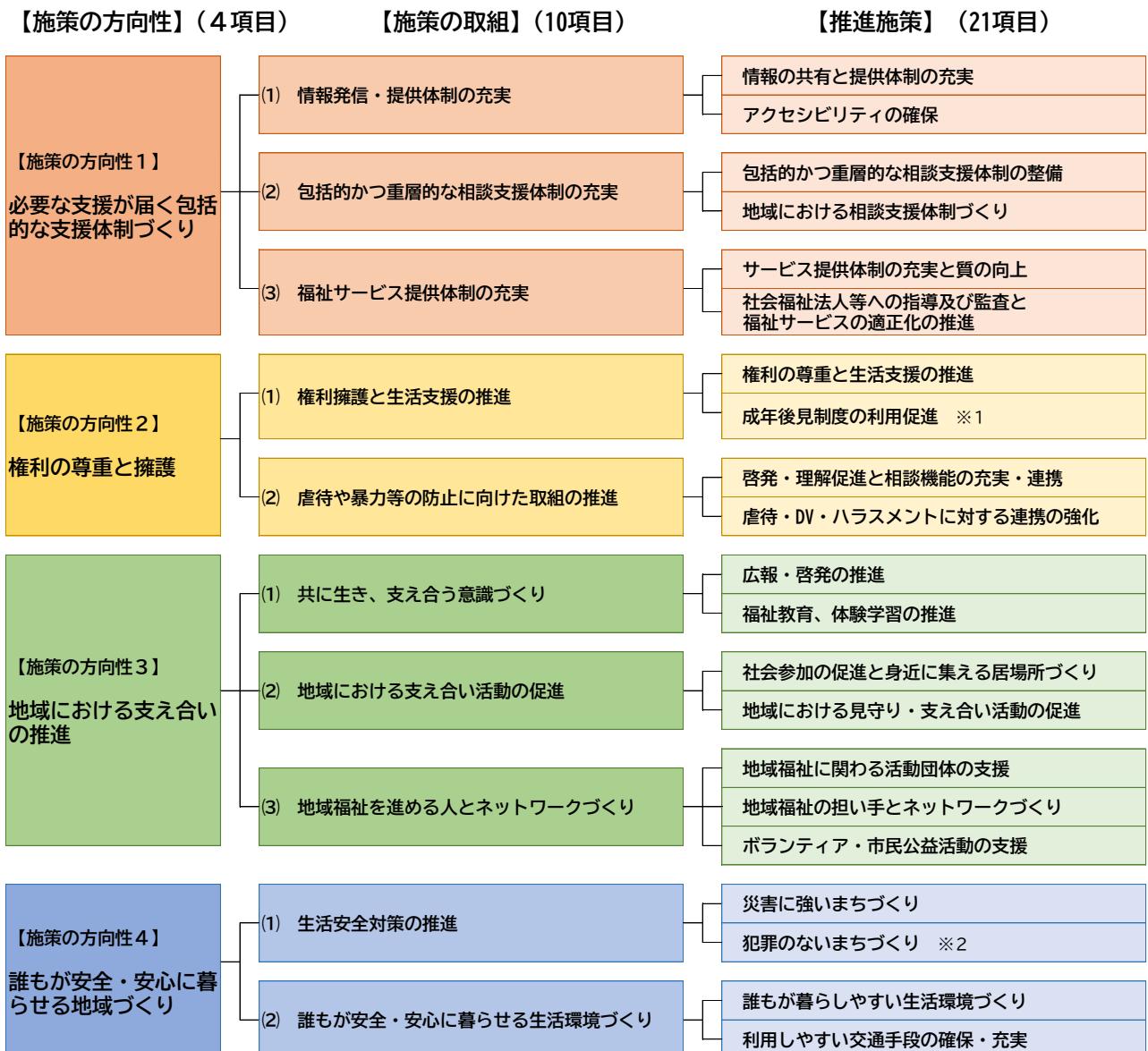
本計画は、地域福祉を取り巻く社会の動きや、国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示す計画として新たに策定するものです。

【計画の位置づけと期間】

社会福祉法第107条に基づき、「第六次寝屋川市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取組や今後の施策を展開します。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

第3章 施策の方向性と体系



※1寝屋川市成年後見制度利用促進計画 ※2寝屋川市再犯防止推進計画

第2章 基本的な考え方

【基本理念】

きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ

【地域福祉推進圏域の考え方】

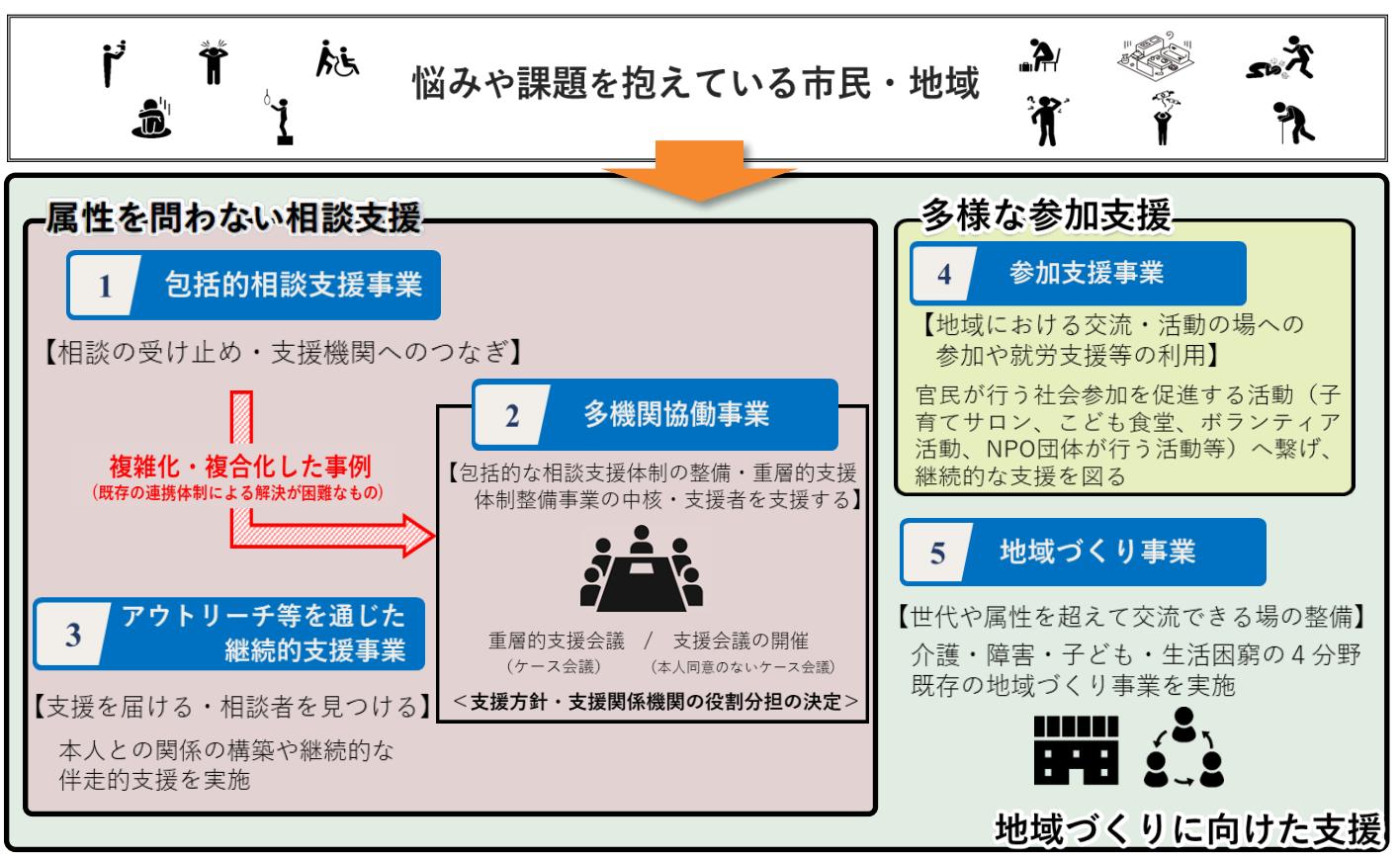
「自治会エリア」、「小学校区エリア」「コミュニティセンターエリア」「寝屋川市全域」の4層構造により地域福祉推進に取り組みます。

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

本実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の基本的な方針、提供体制、実施内容等を定め、関係機関と一体となって包括的な支援体制の整備を進める目的としています。

年度ごとに実施状況を確認することとし、その結果については、「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて、計画の進捗状況などの定期的な評価を得ることとします。

本市では、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するこの事業を地域の課題に対応するため、重要な事業として位置づけています。



第5章 推進体制及び進行管理

【推進体制】

本計画を総合的で効果的に推進させるため、府内関係部署が相互に連携するとともに、関係機関・団体との協働による推進体制の強化に取り組みます。

【進行管理】

「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて、計画の進捗状況を定期的に評価するとともに、市民・関係機関・団体の意見や要望を把握し、PDCAサイクルに基づき、課題解決を図りながら継続的な改善に取り組みます。